

事務連絡  
令和2年4月17日

各区市福祉事務所長 殿

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る  
対応に当たっての留意点について

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり厚生労働省社会・援護局保護課から事務連絡がありましたので送付します。

都内におけるインターネットカフェ等を利用している居住が不安定な方への一時的な居所の確保等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（宿泊場所の確保等について）」（令和2年4月10日他付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡。以下「都事務連絡」という。）によりお示ししましたが、今回の厚生労働省からの事務連絡の趣旨を踏まえ、都事務連絡等に基づく一時的な居所の確保等は、個室を利用するとともに、利用者の健康状態等に応じて衛生管理体制が整った居所を案内する等の配慮をお願いします。

また、都事務連絡中「第一義的には保護施設や無料低額宿泊所の活用により」については「保護施設や無料低額宿泊所（個室に限る。）の活用により」に読み替えて対応をお願いします。

なお、同事務連絡を受け、「緊急一時宿泊場所の利用に関するQ&A」（その2）に変更等を行う予定ですので、追って通知します。

（担当）

東京都福祉保健局生活福祉部  
保護課保護担当

箕・今関

電話：03-5320-4064

事務連絡

令和2年4月17日

各区市福祉事務所長  
西多摩福祉事務所長  
各支庁長 } 殿

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る  
対応に当たっての留意点について

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり厚生労働省社会・援護局保護課から事務連絡がありましたので送付します。

都内におけるインターネットカフェ等を利用している居住が不安定な方（以下「都内のネットカフェ等退去者」という。）への一時的な居所の確保等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（宿泊場所の確保等について）」（令和2年4月10日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡。以下「都事務連絡」という。）によりお示ししましたが、今回の厚生労働省からの事務連絡の趣旨を踏まえ、都事務連絡等に基づく一時的な居所の確保等は、個室を利用するとともに、利用者の健康状態等に応じて衛生管理体制が整った居所を案内する等の配慮をお願いします。

また、都事務連絡中「保護施設や無料低額宿泊所を活用して」については「保護施設や無料低額宿泊所（個室に限る。）を活用して」に読み替えて対応をお願いするとともに、都内のネットカフェ等退去者からの相談が多数来たことにより、一時居住先の確保が困難な時は、都に御相談ください。

なお、同事務連絡を受け、「緊急一時宿泊場所の利用に関するQ&A」（その2）に変更等を行う予定ですので、追って通知します。

（担当）

東京都福祉保健局生活福祉部  
保護課保護担当

箕・今関

電話：03-5320-4064

事 務 連 絡  
令 和 2 年 4 月 17 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室  
厚生労働省社会・援護局保護課

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応  
に当たっての留意点について

今般の新型コロナウイルス感染症の流行に関し、居住が不安定な方が居所を失った場合における対応については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（一時的な居所の確保等について）」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局保護課長及び同地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）において対応をお願いしてきたところですが、下記の観点も留意しつつ取組を進めていただくようあらためてお願いします。併せて、各都道府県等におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び実施機関に対し周知方お願いいたします。

記

これまで、宿泊場所の確保にあたっては、各都道府県において、市町村とも連携していただきつつ、一時的な居所の確保を進めていただいているところであるが、これまでに発出した「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）」（令和2年4月7日福祉部局他連名通知）等により、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることを一層推進することが求められていることに加えて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であることに留意することが必要である。

このような観点から、今般の事態に関する対応に当たって新たに居住が不安定な方の居所の提供、紹介等が必要となった場合には、やむを得ない場合を除き個室の利用を促すこと、また、当該者の健康状態等に応じて衛生管理体制が整った居所を案内する等の配慮をお願いしたい。また、緊急避難的に自治体の施設を開放し、一時的な居所とする場合において、複数人が同時に滞在せざるを得ないような場合には、利用者の間隔を十分空ける、間仕切りを設ける等の配慮をお願いしたい。